

岩美町特定個人情報の安全管理に関する基本方針

本方針は、岩美町における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために策定するものである。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

岩美町では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「岩美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年岩美町条例第28号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において、特定個人情報を取り扱う。番号法及び番号条例では、特定個人情報の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、岩美町における特定個人情報等の取扱要領及び管理体制を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

（法令遵守）

（1）特定個人情報の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）

エ 番号条例

オ 岩美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年岩美町規則第19号）

カ 岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）

キ 岩美町個人情報保護条例施行規則（平成15年岩美町規則第5号）

ク 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

ケ 岩美町情報セキュリティ基本方針（平成29年4月策定）

コ 情報セキュリティ対策基準（平成29年4月策定）

（管理体制）

（2）個人情報保護管理組織及び情報セキュリティ対策組織に最高責任者を置き、岩美町特定個人情報取扱規程、岩美町情報セキュリティ基本方針（平成29年4月策定）及び情報セキュリティ対策基準（平成29年4月策定）等の規定に従い、特定個人情報を適正に管理・運用する。

(安全管理措置)

- (3) 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

(適正な収集・利用・保管・提供・廃棄、目的外利用の禁止)

- (4) 特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で、適正に収集・利用・保管・提供するとともに、不要となった特定個人情報は、適切な措置を講じた上で速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(取扱状況の記録及びアクセス記録)

- (5) 特定個人情報が記載された書類等の取扱状況及び情報システムにおける特定個人情報ファイルへのアクセス状況を記録し保管する。

(委託・再委託)

- (6) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託するときは、委託先（再委託等を含む。）において、番号法に基づき岩美町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切に監督を行う。

(教育研修)

- (7) 特定個人情報等の取扱いについて、職員の理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識レベルの向上を図るため、必要な教育研修を定期的かつ継続的に実施する。

(内部監査)

- (8) 特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理に係る運用状況等について、内部監査を実施し、特定個人情報の保護に努める。

(継続的改善)

- (9) 岩美町特定個人情報取扱規程を継続的に見直し、その改善に努める。

(違反行為への対処)

- (10) 本方針及び関係法令・例規に反する行為に対しては、厳正に対処する。

平成30年3月15日策定

岩美町長 西垣 英彦